

境港市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害を受けた者又はその遺族に対し、境港市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、その生活の安定と精神的被害の軽減に資することを目的とし、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害（負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）により、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者とする。以下同じ。）をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市は、次の各号に該当する者又はその遺族に対し、見舞金を支給する。

- (1) 犯罪被害を受けた者（以下「被害者」という。）で、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していたもの。
- (2) 前号に該当する者を除くほか、申請時に市内に住所を有する被害者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において鳥取県内に住所を有するが、当該居住自治体が見舞金と同等の制度を実施していない等の理由により見舞金の支給を受けられないもの

(見舞金の種類等)

第4条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位の遺族（次条第2項の規定による第1順位の遺族をいう。）
- (2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者
(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時に
おいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者をいう。)
- (2) 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、被害者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前2号に掲げる者を除くほか、被害者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序によるものとし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族見舞金は、前項の規定による第1順位の遺族に対して支給することとする。なお、第1順位の遺族が2人以上あるときは、遺族のうち当該見舞金の受領について代表者を定め、たうえで申請するものとする。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時点において、被害者又は第1順位の遺族(第1順位の遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。以下この条において同じ。)と加害者との間に前条第1項各号のいずれかに該当する関係がある場合
- (2) 犯罪被害について、被害者又は第1順位の遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者又は第1順位の遺族に、その責めに帰すべき行為があつた場合
- (3) 被害者又は第1順位の遺族が、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と関係のある者の生命、身体又は財産を害する行為があつたと認められる場合
- (4) 被害者又は第1順位の遺族が、境港市暴力団排除条例(平成23年境港市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当することが判明した場合

(見舞金の額)

第7条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

2 前項第1号の規定にかかわらず、傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。）において、その遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、同号に定める額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。

（支給の申請）

第8条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の表の見舞金の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の申請書の欄に掲げる様式に、添付書類の欄に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

見舞金	申請書	添付書類
遺族見舞金	境港市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (2) 被害者の消除された住民票の写し (3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者が、被害者と婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
傷害見舞金	境港市犯罪被害者等見舞金（傷害見舞	<ul style="list-style-type: none"> (1) 負傷した日、治療に要する期間及び負傷の状態に関する医師の診断書 (2) 住民票の写し

	金) 支給申請書 (様式第2号)	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
--	---------------------	------------------------------

2 当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、前項の申請をすることができない。ただし、当該犯罪被害の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により支給申請ができなかったときは、その理由の止んだ日から6月以内に限り、申請をすることができる。
 (支給決定等)

第9条 市長は、前条第1項の申請があった場合には、その内容を審査の上、見舞金の支給の適否を決定し、申請者に対して、境港市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第3号)又は境港市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、支給の適否を決定するために必要があると認めるときは、申請者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。
 (支払の請求)

第10条 見舞金の支給の決定を受けた者は、境港市犯罪被害者等見舞金支払請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
 (見舞金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。
 (権利の譲渡等の禁止)

第12条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。
 (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
 (適用)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る見舞金の支給について適用する。

様式第1号（第8条関係）

境港市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

境 港 市 長 様

申請者 フリガナ
 (代表者) 氏 名
 住 所
 連 絡 先(電話番号)
 被害者との続柄

境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）及び境港市犯罪被害者等見舞金支給要綱の規定に基づき、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午 前後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所			
被害者	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	
	犯罪行為が行われた当時の住所	境港市	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
被害の発生状況			
死亡前に傷害見舞金の支給を受けた有無		有 ・ 無	
取扱警察署及び被害届の受理番号		年 月 日 第 警察署号	
他の第1順位遺族	氏 名	被害者との続柄	住 所
<p>私は、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないことを誓約するとともに、確認のため、必要に応じて境港警察署に照会されることに同意します。また、第1順位遺族が2人以上あるときは、その代表者として選任されたものであることを宣誓するとともに、この請求の認定に必要な事項について境港市地域振興課長が公簿により確認することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 Ⓜ</p>			

(添付書類 裏面記載)

(添付書類)

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 被害者の消滅された住民票の写し
- (3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が、被害者と婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は性別が同一であって婚姻関係と異なる社会生活を営む関係として市長が認める関係にある者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

境港市犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請書

年 月 日

境 港 市 長 様

申請者 フリガナ
氏 名
住 所
連 絡 先(電話番号)
被害者との続柄

境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）及び境港市犯罪被害者等見舞金支給要綱の規定に基づき、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午 前後 時 分頃
犯罪行為が行われた場所		
被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
	犯罪行為が行われた当時の住所	境港市
被害の発生状況		
負 傷 し た 日		犯罪行為が行われた日 左記以外の日 (年 月 日)
負 傷 の 状 態		
取 扱 警 察 署 及 び 被害届の受理番号		年 月 日 第 警察署号
<p>私は、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないことを誓約するとともに、確認のため、必要に応じて境港警察署に照会されることに同意します。また、この請求の認定に必要な事項について境港市地域振興課長が公簿により確認することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>		

(添付書類)

- (1) 負傷した日、治療に要する期間及び負傷の状態に関する医師の診断書
- (2) 住民票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第3号（第9条関係）

境港市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

第 年 月 日

様

境港市長



年 月 日付で支給申請のあった境港市犯罪被害者等見舞金については、
次のとおり支給することと決定したので通知します。

見舞金の種類	遺族見舞金 ・ 傷害見舞金
見舞金の額	円

境港市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

第 年 月 日

様

境港市長



年 月 日付けで支給申請のあった境港市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・
傷害見舞金）については、次の理由により、その申請を却下することとしたので通知します。

理 由	
-----	--

教示文

- 1 この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、境港市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、境港市を被告として（訴訟において境港市を代表する者は境港市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号 (第10条関係)

境港市犯罪被害者等見舞金支払請求書

年 月 日

境 港 市 長 様

請求者 フリガナ
氏 名
住 所
連 絡 先(電話番号)

次のとおり境港市犯罪被害者等見舞金の支払を請求します。

請 求 金 額												円	
支 給 決 定 通 知	第	年	月	日	付	号							
見 舞 金 の 種 類	遺族見舞金											・	傷害見舞金
見 舞 金 の 振 込 先	金 融 機 関											銀 行 金 庫 組 合 農 協	本 店 支 店 出 張 所 代 理 店
	預 金 の 種 類											普通 ・ 当座	
	口 座 番 号 (ゆうちょ銀行以外)												
	記 号 ・ 番 号 (ゆうちょ銀行)							-					